

入札監理小委員会における審議結果報告 「共用計算機システム借入及び運用支援業務」について

国立研究開発法人建築研究所の「共用計算機システム借入及び運用支援業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、国立研究開発法人建築研究所における共用計算機システムにおいて、これを安定的かつ適切に稼働させるためのクラウドサービスの提供及びサーバ機器等の賃貸借、ならびにシステム運用管理、エンドユーザーサービスを行うものである。

○事業期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日(60ヶ月間)【市場化テスト2期目】

○事業の目的

本業務では、国立研究開発法人建築研究所における共用計算機システムを安定的かつ適切に稼働させることを目的とする。

(2) 選定の経緯

行政情報ネットワークシステムの運用業務について、国・独法に対し、一斉導入が求められたことから公共サービス改革基本方針（平成24年7月閣議決定）別表において自主的選定された案件である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

競争性を確保するために、業者が従前システムの構成に縛られず、機能・性能要件に適合するシステムを提案可能となることを考え、下記のような取り組みを行った。

(ア) システムの要求要件を、HW/SWの仕様ではなく、必要な機能・性能の要件で記述するよう変更（【資料1-2】P48, 50～71/125）

- 要件を機能・性能要件で記述し、具体的な機器やサービスは業者に提案させる仕様とした。
- 同等の機能・性能を実現するクラウドの提案も想定。

- (イ) クラウドを採用する際の基準を明確化 (【資料 1-2】 P45～46/125)
 - IaaS/PaaS/SaaS を選定する場合の基準を明確化した。

- (ウ) アプリケーションとして Microsoft365 を指定 (【資料 1-2】 P53/125)
 - 想定するアプリケーションを規定し、これを実施可能なシステムを提案させるようにした。

- (エ) 古いネットワーク機器を排除
 - 第1期の事業評価において、他事業者の参入障壁として指摘されていた、現行事業者にしか取り扱いが難しい古いネットワーク機器を排除した。

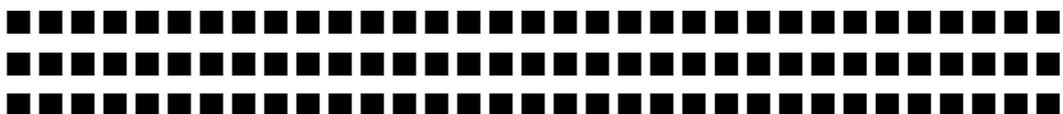
- (オ) 引継ぎの業務、経費負担の明確化 (【資料 1-2】 P47～48/125)
 - 引継ぎの完了を発注者が確認すること、および引継ぎに発生する費用負担先を明記した。

- (カ) 事業途中でクラウド仕様が変更になった場合の対応について記載 (【資料 1-2】 P13, 73/125)
 - 予見できないクラウドの仕様変更時の対応について、発注者と協議をして決定することを明記した。

- (キ) 保守サービスにおける支援体制の明確化 (【資料 1-2】 75/125)
 - 復旧作業着手までの時間を緩和 (2 時間⇒4 時間) する一方、90 分以内に駆け付けられる場所に、受注者または協力業者の拠点があることを必要要件とした。

3. 実施要項 (案) の審議結果について

- 【論点 1】 バックアップの対象について明確に記載することはできないか。
- 【対応 1】 バックアップサーバの機能要件として、以下を明記した。
(【資料 1-2】 P69/125)



4. 意見招請の対応について

令和 4 年 4 月 6 日から令和 4 年 5 月 6 日まで意見招請を行った結果、4 者から 130 件の意見等が寄せられ、システム要件の緩和、仕様の明確化、記載内容の

一貫性の確保、誤記修正について、計60件において実施要項（案）の修正を行った。

- システム要件の緩和 (【資料1-2】P45, 52, 68/125)
- 仕様の明確化 (【資料1-2】P53, 56～60, 62, 64, 66～69, 74/125)
- 記載内容の一貫性の確保 (【資料1-2】P5, 8, 29, 75, 111, 112/125)
- 誤記修正 (【資料1-2】P3, 4, 49, 63, 68, 69, 70, 71/125)

以上